

せんぢ
洗地川水系河川整備計画

平成14年11月

愛 媛 県

洗地川水系河川整備計画

目 次

1	流域の現況と課題	1-1
1.1	流域および河川水系の概要	1-1
1.2	現状と課題	1-2
1.2.1	治水の現状と課題	1-2
1.2.2	利水の現状と課題	1-3
1.2.3	河川環境の現況と課題	1-4
1.2.4	流域の将来動向と課題	1-5
1.3	計画対象区間	1-6
1.4	計画対象期間	1-6
2	河川整備の目標に関する事項	2-1
2.1	洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標	2-1
2.2	河川の適正な利用、流水の適正な機能の維持及び河川環境の整備と保全に関する目標	2-1
3	河川の整備の実施に関する事項	3-1
3.1	河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	3-1
3.2	河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項 3-3	
3.2.1	河川維持の目的	3-3
3.2.2	河川維持の種類及び施工の場所	3-3
3.3	その他河川の整備を総合的に行うための事項	3-4
3.3.1	洪水対策	3-4
3.3.2	流域における河川管理の取り組みへの支援に関する事項	3-4
3.3.3	計画の見直し	3-4

1 流域の現況と課題

1.1 流域および河川水系の概要

洗地川は、一級河川重信川水系石手川沿いの松山市和泉北地区を起点とし、ほぼ直線的に西へ向かって流下し、松山空港敷地内を経て、さらに南西に向きを変え、瀬戸内海へ注ぐ、流域面積約 6.4km²、幹川流路延長約 3.7km の二級河川である。

流域は、松山市の南西部に位置し、松山地方における社会・経済の基盤を成している。

流域の気候は、瀬戸内海気候区に属し、年平均気温は 16 前後で、年間を通じて温暖であり、年平均降水量は 1,300mm で降水量は梅雨・台風期に集中する。

洗地川流域は、すべて平地であり、現在の土地利用は 8 割が市街地、2 割が水田となっている。沿川には、履脱天満宮神社や三島大明神社などの文化財を有している。また、河口付近には松山空港があり、愛媛県の空の玄関口として“臨空都市づくり”が進められている。

河道は平地を流れる直線的な単断面水路であり、両岸がコンクリート護岸でほぼ改修済みであるため、生物の生育環境としては非常に乏しいものとなっている。わずかながら河床に堆積した砂州上に、スイバ、ヨシ等の植生が見られる程度で、目立った植生は存在しない。魚類については、コイ、オイカワ等が生息している。

全川にわたって単断面であり、水辺への進入路もないことから、河道内は積極的には利用されていないが、堤防天端は散策路として利用されている。

河川の水質は、環境基準の類型指定は設定されていないが、桃山橋地点で環境基準 D 類型程度となっている。近年は、下水道の整備により、水質が改善されつつある。

河川水の利用については、灌漑用水として石手川、およびその支川である小野川からそれぞれ取水が行われており、流域内の農地に利用されている。

1.2 現状と課題

1.2.1 治水の現状と課題

(1) 現状

洗地川流域の中央部は市街化調整区域となっているが、それ以外の区域では市街化が進み、雨水貯留機能の減少等により、洪水時の流出形態に変化が生じてきたことから、洗地川流域はたびたび浸水被害に見舞われてきた。特に昭和 54 年 6 月 26 日～30 日にかけての梅雨前線による豪雨では、約 2,000 戸の浸水被害が発生した。

本水系の治水事業は、昭和 50 年より河道拡幅、築堤・護岸、防潮水門等の改修を行ってきた。

(2) 課題

洗地川水系は過去において甚大な浸水被害に見舞われており、現在でもその危険性は解消していないため、引き続き治水対策が必要である。

1.2.2 利水の現状と課題

(1) 水利用の現状

洗地川流域には古くから水田が開かれ、洗地川は農業用水路として利用されてきた。

流域の最上流部を流れる一級河川重信川水系石手川および小野川から取水した水の一部は、洗地川に流入した後に、洗地川の取水施設から農業用水として取水され、流域内の農地に利用されている。

なお、洗地川法河川区間内では、慣行水利として利用されており、石手川、小野川からの取水はいずれも許可水利として利用されている。

その他の水利用はなされていない。

(2) 課題

適正な水利用を図るため、流況や取水量の現況把握につとめていく必要がある。

1.2.3 河川環境の現況と課題

(1) 現状

洗地川流域は、流域内の高低差が約 13m、平均勾配は約 1/500 と穏やかな平地である。

流域内は宅地化が進展しており、流域内の植生の大部分は住宅地や公園に付随した植生である。そのため、特筆すべき植生群は存在しない。次に多いのが水田の雑草群落である。

洗地川は、ほぼ全川にわたって河川護岸が改修済みであるが、未改修区間の河床部等でスイバ、ヨシ等の植生が見られる他、天神橋付近で準絶滅危惧種のカワヂシヤが確認されている。

魚類については、改修済みの下流区間でボラが見られる他、ほぼ全川にわたってコイ、オイカワ等の他、絶滅危惧種のメダカの生息が確認されている。

河口から勅使橋までは感潮区間である。

河川空間については、水辺への進入路がないことから、河道内は積極的に利用されてないが、堤防天端は散策路として利用されている。

河川の水質は、環境基準の類型指定は設定されていないが、^{ももやま}桃山橋地点で環境基準 D 類型程度となっている。近年は、下水道の整備により、水質が改善されつつある。

(2) 課題

生物の生息・生育環境を保全・再生し、日常の潤いのある空間として整備する必要がある。

1.2.4 流域の将来動向と課題

(1) 現状

松山市は、松平15万石の城下町として、また、道後温泉のある町として、その歴史と文化を育んできた。将来の都市像としては、「人と自然が共生しみらいへ躍動する都市・国際文化彩都まつやま」を掲げ、21世紀の都市づくりを推進している。都市づくりにおいては「ゆとり・やすらぎある生活とうるおいある環境づくり」等の理念のもと、『人が松山を見て愛着を感じる』よう、次のような目標を掲げている。

美しい自然環境の保全

河川改修等において、多自然型護岸や親水護岸を採用するなど、生物にやさしい親水空間を創出する。

また、同じく松山市では、「都市景観形成基本計画」において河川軸景観に関して、市民に安らぎとうるおいを与え、親しまれる河川空間を目指し、次のような方針と施策を掲げている。

河川の自然環境の保全と育成

自然環境の育成	護岸工事や施設整備に際し、植生や魚類・昆虫・野鳥等の生息に配慮した計画を行い、河岸の自然環境を育成する。
水質の保全・改善	生活排水等への対策や河岸緑地の保全・育成により、河川の水質改善を推進し、水辺の豊かな環境の回復を図る。

(2) 課題

洗地川は松山市を代表する河川の一つであることから、松山市の理念に準じ、生物の生息・生育環境を保全・再生し、日常の潤いのある空間として整備する必要がある。

1.3 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、二級河川洗地川の河口から法河川上流端までの約3.7kmとする。

1.4 計画対象期間

計画対象期間は、今後10年程度とする。

2 河川整備の目標に関する事項

2.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

昭和54年6月洪水等の近年の主要洪水や、沿川の人口・資産状況等の社会的
重要性、県内バランスおよび流域内の雨水排水路の整備状況を考慮し、計画
対象期間内に10年に1回程度の確率で発生すると予想される洪水に対し河
川改修を行い、河川の氾濫による家屋等への浸水を防止し、安全な社会基盤の
形成を図る。

2.2 河川の適正な利用、流水の適正な機能の維持及び河川環境の整備と保全 に関する目標

河川の適正な利用、動植物の多様な生息・生育環境、水質改善等を考慮し、
健全な河川環境の整備・保全に努める。

今後、流況および農業用水の取水量の現況を把握し、利水者に対し、合理的
な水利用が促進されるよう調整に努める。

河川環境の現況把握につとめるとともに、河川改修にあたっては、自然環境
への影響を軽減し、河床部等について河川環境の整備・保全を図る。

3 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により

設置される河川管理施設の機能の概要

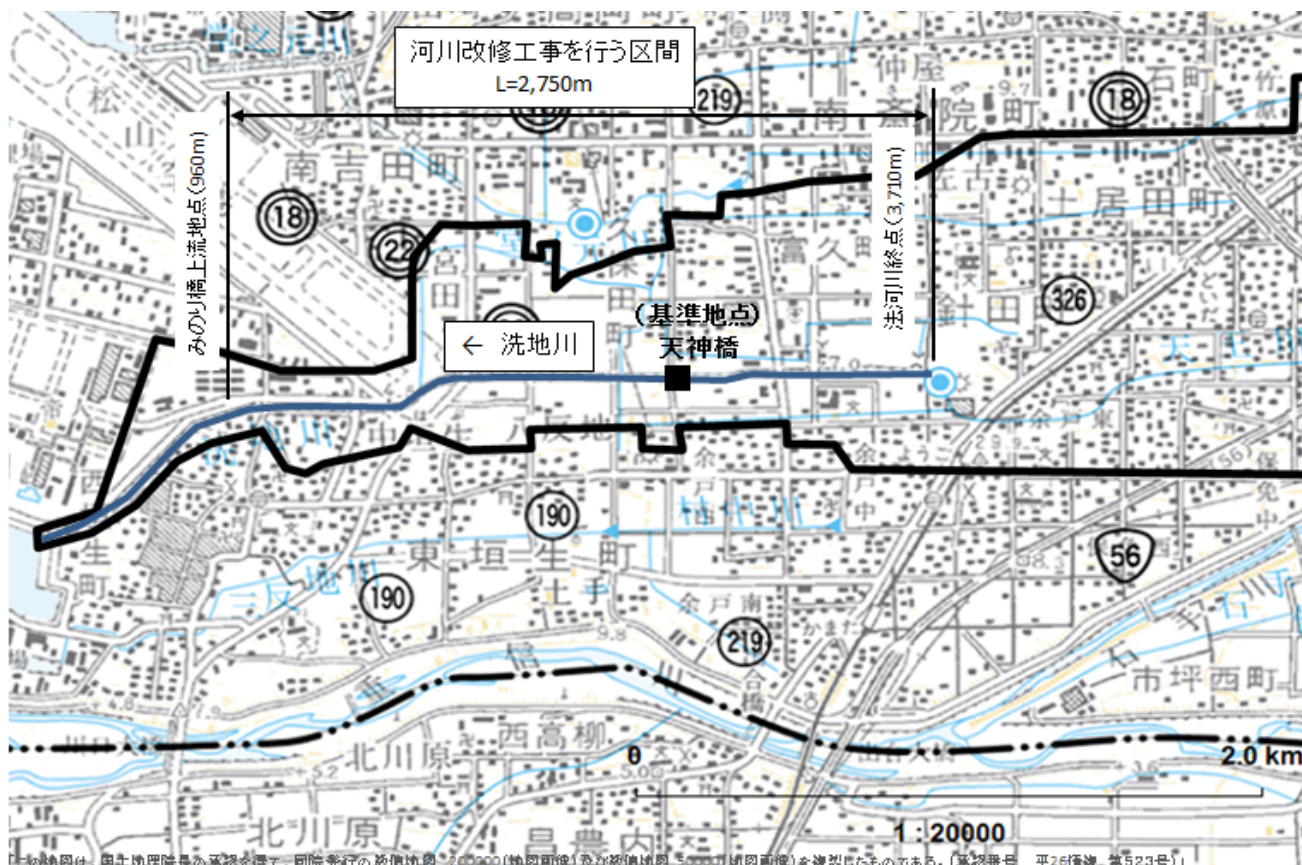
洗地川の沿川の家屋等への浸水を防止することを目的とする。

昭和54年6月洪水等の近年の主要洪水、沿川の社会的重要性及び流域内の雨水排水路の整備状況を考慮し、計画対象期間内で10年に1回程度の確率で発生すると予想される洪水に対し、河道改修を行う。

位 置： みのり橋上流から法河川上流端までの区間

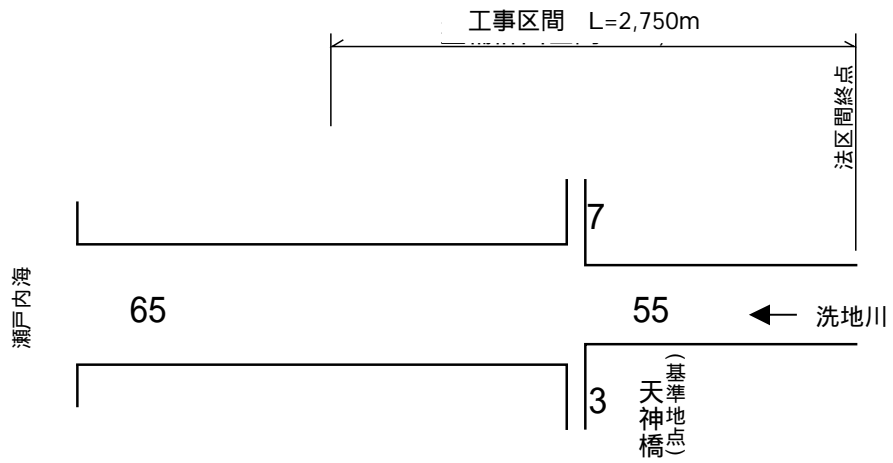
区間延長： 2,750m

整備内容： 河床掘削、護岸、築堤、橋梁架替を行い、勅使橋付近の水
路までは $65\text{m}^3/\text{s}$ 、水路から上流は $55\text{m}^3/\text{s}$ を安全に流下可能
な河道を整備する。



工事区間の流量配分計画

単位：m³/s



河床部は生物の移動等に配慮し、護岸には環境保全型ブロックを使用し、動植物の生息・生育環境に配慮する。

河川工事の実施にあたっては、周辺の地下水位等に配慮する。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所に関する事項

3.2.1 河川維持の目的

災害発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全を行うことを目的とする。

3.2.2 河川維持の種類及び施工の場所

河川管理施設を定期的に点検し、危険箇所・老朽箇所等の早期発見及び補修を行う。また、流下断面確保のため、河川環境に配慮しつつ必要に応じて河床掘削を行う。

流況および農業用水の取水実態の調査とデータの蓄積を行うとともに、利水者が効率・合理的な水利用ができるよう、必要に応じて情報提供を行う。

住民参加型の河川美化運動（ゴミ拾い、除草等）の実施について配慮する。

3.3 その他河川の整備を総合的に行うための事項

3.3.1 洪水対策

水防に関する情報の連絡体制を確立し、必要に応じて市町村等に対して情報提供を行う、普段から地域住民等に対して水防に関する啓発活動を行う、等のソフト面の洪水対策を実施する。

3.3.2 流域における河川管理の取り組みへの支援に関する事項

河川の整備は、地域住民の意見を参考にしつつ、関係機関との連携を図り実施する。

松山市に対し、洪水被害を軽減する施策に必要な資料の提供や、水防活動の支援を行う。

湯水被害を軽減するため、利水者に対し、合理的な水利用が促進されるよう啓発につとめ、必要に応じて情報提供を行う。

地域住民に対し、河川愛護の啓発につとめ、河川の維持等に関して積極的な協力を求めていく。

3.3.3 計画の見直し

本整備計画は、現時点の課題や河道状況に基づいて策定したものであり、今後社会環境が変化した場合には、適宜見直しを行う。